

## 静岡県告示第768号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月13日

静岡県知事 鈴木康友

2③の表株式会社中京銀行の項を削る。

株式会社愛知銀行の項金融機関名の欄「株式会社愛知銀行」を「株式会社あいち銀行」に改め、取扱店舗の欄「リ」を「国内店舗。ただし、静岡県外の公金収納店での取扱いは、マルチペイメントネットワークを利用した収納に限る。」に改める。

### 附 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。